

野洲市公立こども園の幼保連携型認定こども園への移行について

1. 現状

野洲市内に公立こども園は、ゆきはたこども園、さくらばさまこども園、三上こども園、篠原こども園の4園があります。これらのこども園は、1つの施設に幼稚園機能と保育所機能が同居した野洲市独自のこども園として運営を行っており、国が位置づけている幼保連携型認定こども園ではありません。こども園の中にある幼稚園は学校教育法に基づいて、保育所は児童福祉法によってそれぞれ設置が認可されていることから、それぞれの法に基づいて運営を行っています。

2. 幼保連携型認定こども園への移行

学校教育法と児童福祉法の2つの法に基づき運営を行っている現在のこども園を単一の法（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律）に基づき運営を行うため、上記の公立こども園4園について、幼保連携型認定こども園への移行を令和6年4月1日に予定しています。そのことに伴い、条例の制定や関係する条例の改正が必要となるため令和5年2月議会で提案を行うものです。当該の移行に伴う各関係の規則等の改正や入園に関する手続等に必要な準備期間、市民への周知期間、県への設置認可申請等が必要となるため令和6年4月1日に予定しています。

3. 幼保連携型認定こども園とは

平成 18 年 10 月 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が制定され、就学前の教育・保育ニーズに対応する「認定こども園」を創設された。

平成 24 年 8 月 認定こども園制度が改善され、幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけが行われ、二重行政の解消による手続きの一本化・簡素化がなされ、教育・保育、子育て支援の総合的な提供と質の維持・向上が図られた。

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の第2条第7項に定められている、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図れるように適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として設置される施設をいいます。

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に基づき施設の認可を受け、学校及び児童福祉施設として単一の施設として認可されるものです。

4. こども園の名称及び運営について

現在の名称から変更しません。

野洲市立ゆきはたこども園、野洲市立さくらばさまこども園、野洲市立三上こども園、野洲市立篠原こども園とします。

（裏面に続きます）

5. 運営方法について

こども園は、幼稚園と保育所機能をあわせ持つ「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」と同じ基準で運営を行っていることから運営方法の変更はありません。

県等に提出する書類等は、幼稚園と保育所とそれぞれ関係部署に提出していましたが、認定こども園化することによりひとつの施設として提出することとなり、事務手続き等の効率化を図ることができます。

認定こども園化に伴う、在園児や保護者への影響はありません。

6. 今後の予定

日 程	内 容
令和5年2月	議会（条例制定、改正付議）
令和5年4月～	各関係規則、要綱等の改正
令和5年8月予定	在園者への周知、情報公開（広報、ホームページ）
令和5年9月1日	令和6年度保育所等入所申しおりの配布
令和5年10月頃	令和6年度保育所等入所申込受付開始
令和5年12月頃	滋賀県へ設置認可申請書の提出
令和6年4月1日	幼保連携型認定こども園条例施行 幼保連携型認定こども園としてスタート（4園）